

一般社団法人 FutureCreatioN 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 FutureCreatioN と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都府向日市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、未来を担う子どもたちやその世帯に対して、食や学習を通じて適切にアプローチし、地域と連携してその子どもたちを育むことで、一人でも多くの生き生きとした子どもたちを育てるサポートをすると同時に、その子どもたちが活躍しやすい社会環境を整備することに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域と連携したこども宅食事業
- (2) 子ども食堂の運営及びその支援事業
- (3) 学習支援に関する教育事業
- (4) 食育に関わる知識・技術の普及事業
- (5) 保育事業
- (6) 地域創生に繋がる事業
- (7) その他当法人の事業目的達成に必要な一切の事業

(事業年度)

第5条 当法人の事業年度は、年1期とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(公告)

第6条 当法人の公告は、官報に掲載する方法で行う。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び法人
- (2) 一般会員 当法人が行う各種事業等に参画するために入会した個人及び法人、団体等
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び法人、団体等

(入会)

第8条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める書類により申し込み、理事長の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める書類を届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかの一に該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をすることとするが、その除名の通知を受けた会員には、社員総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員の資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかの一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、原則として正会員1名につき1個とする。

3 前項にかかわらず、当法人設立時の正会員は、各々3個の議決権を有する。

(権限)

第16条 社員総会は、一般法人法に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り決議する。

2 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 役員等の選任及び解任

(2) 役員等の報酬の額及びその報酬の支給基準

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

(6) 会員の除名

(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(8) 解散及び残余財産の処分

(9) 合併、事業全部又は一部の譲渡

(10) 理事会において社員総会に付議した事項

(11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会で招集の決議があったとき。

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前項の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て社員総会を招集することができる。

一 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。

二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、総会の目的である事項、その他法令に定める事項を記載した書面又は電磁的方法によって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の議事は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(書面投票等)

第21条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法によって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、書面又は電磁的方法によって議決権を行使し又は代理人によって議決権を行使した者は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第4章 理事・監事・特別顧問及び理事会

第1節 理事・監事

(役員の設置)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

- 2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会において、各々選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において選任する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他政令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、執行役員としてその業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐するが、当法人の業務執行権限を有しない。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、執行役員として当法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、執行役員として当法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序によって、その職務を代行する。
- 6 理事会は、理事長及び前3号に定める副理事長、専務理事並びに常務理事以外の理事の中から、執行役員として業務を分担執行する者を選任することができる。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。ただし、増員された監事の任期については、前項によるものとする。
- 4 役員は、第24条第1項に定める定数に足らなくなるときは、任期の満了又は辞任によ

り退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会において、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第2節 特別顧問

(特別顧問の設置)

第33条 当法人は、特別顧問を若干名置くことができる。

(選任等)

第34条 特別顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

(職務・権限)

第35条 特別顧問は、次に掲げる職務及び権限を有する。

- (1) 理事長の諮問に応じること。
- (2) 理事会に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第36条 特別顧問の任期は、その就任時の理事長の任期満了時までとする。

(解任)

第37条 特別顧問が次の一に該当するときは、理事会において、解任することができる。

- (1) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第38条 特別顧問には、報酬等を支給することができない。

第3節 理事会

(理事会の構成)

第39条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の開催日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長、及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度定期に4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法によって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、理事長に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を記載した書面又は電磁的方法によって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第44条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の議決の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事

(当該事項について議決に加わることができる理事に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときを除く。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得て、社員総会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けることとし、その後理事会の承認を得たうえで、定時社員総会において貸借対照表及び損益計算書については承認を得るものとし、事業報告については定時社員総会で報告するものとする。

(1) 事業報告書及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

- 2 当法人は、前項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

第48条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数の決議を得なければならない。

- 2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様の決議を得なければならない。

(会計原則)

第49条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第50条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第52条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第53条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 正会員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産の処分)

第54条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第44条の認定を受けたものに限る。）に贈与する。

第7章 補則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(設立時役員)

第56条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 森干晟

設立時理事 鈴木伸

設立時理事 辻一成

設立時代表理事 森干晟

設立時監事 森泰代

(設立時社員)

第57条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

京都府向日市寺戸町岸ノ下 25 番地の 102

設立時社員 森干晟

大阪府東大阪市下小阪 2 丁目 1 番 21-603 号

設立時社員 鈴木伸

京都府向日市鶏冠井町稗所 29 番地の 4

設立時社員 辻一成

京都府向日市寺戸町岸ノ下 25 番地の 102

設立時社員 森泰代

(法令の準拠)

第58条 この定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

- 1 この定款は、当法人の設立の日から施行する。
- 2 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から令和2年4月末日までとする。